

第5期 定時株主総会 招集ご通知

ココロがある。コタエがある。



西日本FH

Nishi-Nippon Financial Holdings, Inc.

開催日時

令和3年6月29日(火曜日)
(2021年)

午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所

西日本シティ銀行
本店別館3階会議室

福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号

目次

■ 第5期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 事業報告	5
■ 連結計算書類	28
■ 計算書類	30
■ 監査報告書	32
(株主総会参考書類)	37
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	

本定時株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を、以下のとおり講じますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

- 株主の皆様におかれましては、感染症拡大防止の観点から、できるだけ書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。
- なお、接触感染等のリスクを減らすため、株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしませんので、予めご了承願います。
- 詳しくは1ページの「第5期定時株主総会招集ご通知」に記載の内容、及び同封の「当社株主総会へのご来場についてのお願い」をご覧ください。

株式会社西日本フィナンシャルホールディングス

証券コード 7189

ごあいさつ



代表取締役会長 久保田 勇夫



代表取締役社長 谷川 浩道

株主の皆さまには平素より格別のお引き立てを賜っており、厚く御礼申し上げます。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会・経済活動の収縮（以下「コロナ禍」）が、人々の日常の暮らしや企業活動に甚大な影響を与えた1年となりました。

そうした中、当社グループは、コロナ禍により負の影響を受けられたお客さまを対象とする資金繰り支援に注力しました。その結果、同年度末までの当該支援に係る貸出規模は約21,700先、6,940億円と、地方銀行に期待される役割を十分に果たすことができました。また、コロナ禍の長期化により、多くのお客さまがビジネスモデルの見直し等を迫られる中、それぞれの実態やニーズに基づいて、ビジネスマッチング、M&A、デジタル化支援、人材紹介などの経営サポートに取り組みました。

また、2020年度は、中期経営計画「飛翔2023 ～地域の元気を創造する～」をスタートさせました。本計画では、お客さま起点の“One to Oneソリューション”をヒューマンタッチとデジタルの両面で提供し、地域社会とお客さまの発展に貢献することを目指しています。その実現に向けて、当社グループでは、「地域の発展をリードするグループ総合力の発揮」、「お客さま起点の“One to Oneソリューション”の提供」、「持続的な成長に向けたリソース革新」という3つの基本戦略を展開しています。

コロナ禍は、依然として終息の目途が立っておらず、地域の経済・社会は、未曾有の苦難に見舞われています。当社グループは、「お客さまと地域の発展なくしてグループの発展なし」との信念の下、お客さま、地域の皆さまとともに、この苦難を乗り越え、九州・福岡の元気を創造してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後も一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年6月

グループ 経営理念

私たちは、高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する総合力No.1の地域金融グループを目指します。

株式会社西日本フィナンシャルホールディングス



株主各位

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス
代表取締役社長 谷川 浩道

第5期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症禍における株主の皆様様の健康と安全を第一に考え、適切な感染防止策を実施した上で、開催することといたしました。

現在、感染力が従来型より強いとされる変異型ウイルスの感染者数が増加しています。株主の皆様におかれましては、感染症拡大防止の観点から、できるだけ書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。

特に、高齢者や基礎疾患をお持ちの方はご来場をお控えいただきますよう、強くお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号

株式会社西日本シティ銀行 本店別館3階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 目的事項 **報告事項** 1. 第5期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第5期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金の処分の件

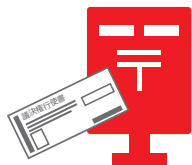
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

議決権の行使についてのご案内

事前に議決権を行使いただく場合

■ 郵送によるご行使



行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時必着

郵送により議決権をご行使いただけます。後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

■ インターネット等によるご行使



行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時受付分まで

議決権行使ウェブサイト：<https://www.e-sokai.jp>

議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、画面の案内に従い、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は3～4頁をご参照ください▶

！ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

株主総会にご出席いただく場合



株主総会日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時開催
（受付開始は午前9時を予定しております。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保する体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.nnfh.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしていません。
したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して、それぞれ監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
- 株主総会参考書類または事業報告、連結計算書類もしくは計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<https://www.nnfh.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

インターネット等による議決権行使期限

2021年6月28日(月曜日)

午後5時受付分まで

お早めにご行いただきますようお願い申し上げます。

議決権電子行使プラットフォームについて

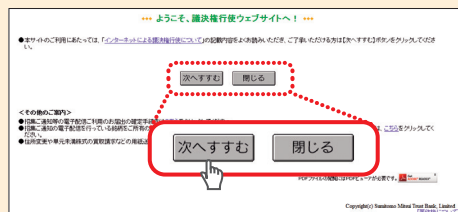
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

！ 注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
 - 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。
- また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

「議決権行使ウェブサイト」による方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

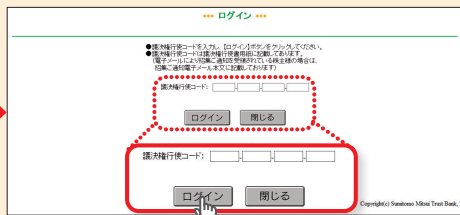
「スマートフォン」による方法

1 QRコードを読み取る



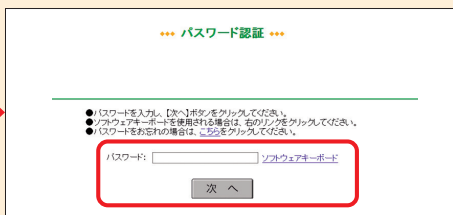
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」をご入力し、「**ログイン**」をクリック

3 パスワードのご入力

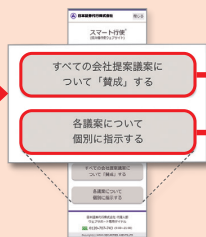


お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」をご入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」がご入力不要でアクセスできます。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間：午前9時から午後9時まで（土曜・日曜・祝日も受付）

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、銀行持株会社である当社並びに株式会社西日本シティ銀行（以下「西日本シティ銀行」）を含む連結子会社7社及び関連会社（持分法適用関連会社）1社から構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、証券業務、クレジットカード業務、コンサルティング業務など、地域の皆さまに多様な金融商品・サービスを提供しています。

【金融経済環境】

■ 国内・地元経済

2020年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、年度初めに急速に悪化しました。その後、政府の経済対策や経済活動の段階的な再開に伴い景気は緩やかに持ち直しましたが、年度末にかけて首都圏を中心に2度目の緊急事態宣言が発令されたことなどを受け、こうした動きは鈍化しました。

また、地元九州の経済も、国内経済と同様の動きとなりました。

■ 金融情勢

年度初めの為替相場は、1ドル107円台で始まりしました。年度後半は、米国の大規模な財政政策を背景とした同国の金利高などにより円安・ドル高基調となり、年度末は1ドル110円台となりました。

年度初めの日経平均株価は、18,000円台で始まりしました。その後は、各国政府・中央銀行による大規模な財政・金融政策に支えられ上昇基調を維持しました。年度後半は、新型コロナウイルスのワクチン開発・普及進展期待などから一段高となり、一時30,000円台まで上昇する局面もありましたが、年度末は29,000円台前半となりました。

国内長期金利は、日本銀行による大規模な金融緩和政策が継続するなか、年度初めから概ね0%～0.2%のレンジ内で推移し、年度末は0.1%近辺となりました。

【企業集団の事業の経過及び成果】

■ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたお客さまへの取組み

2020年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、その影響を受けられたお客さまへの支援に、グループの総力を挙げて取り組みました。

西日本シティ銀行及び株式会社長崎銀行（以下「長崎銀行」）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けられたお客さまを対象とした資金繰り支援に注力しました。その結果、2021年3月末までの資金繰り支援に係る貸出規模は、西日本シティ銀行が20,407先、6,747億円、長崎銀行が1,282先、195億円となりました。

また、コロナ禍の長期化により、多くの企業がビジネスモデルの見直し等を迫られる中、お客さまの実態やニーズに基づいて、ビジネスマッチング、M&A、デジタル化支援、人材紹介などの経営サポートに取り組みました。

■ 中期経営計画「飛翔2023 ～地域の元気を創造する～」への取組み

2020年度、中期経営計画「飛翔2023 ～地域の元気を創造する～」を新たにスタートさせました。本計画では、お客さま起点の"One to Oneソリューション"をヒューマンタッチとデジタルの両面で提供し、地域社会とお客さまの発展に貢献することを目指しています。

その実現に向けて、当社グループは、「地域の発展をリードするグループ総合力の発揮」、「お客さま起点の"One to Oneソリューション"の提供」、「持続的な成長に向けたリソース革新」という3つの基本戦略を展開しています。

【基本戦略1 地域の発展をリードするグループ総合力の発揮】

当社グループは、「元気な九州・福岡」のさらなる発展に向け、創業支援への取組みや地域開発への積極的な関与、地方創生・SDGsの視点からの地域課題の解決等に取り組みました。

（地域の産業・雇用の創出に向けた創業支援）

西日本シティ銀行は、福岡地区と北九州地区に設置している「NCB創業応援サロン」に専門スタッフ「創業カウンセラー」を多数配置し、お客さまの創業に関するご相談にきめ細かに対応しています。コロナ禍という厳しい経営環境ではありましたが、当事業年度における創業期のお客さまへの貸出の実行件数は、前年比約1.4倍の5,657件となりました。

また、株式会社NCBベンチャーキャピタル（2020年5月設立）は、2020年9月、「NCBベンチャー投資事業有限責任組合（愛称：NCBベンチャーファンド）」を組成し、地域企業に対する創業からIPOまでの一貫通貫した支援を可能とする体制を構築しました。

〔地域の魅力向上に向けた社会貢献活動〕

当社は、2020年4月、経営企画部内に「SDGs推進室」を新設し、地域課題の解決と持続可能な社会の実現に向けて、ESG/SDGsへの取組みをグループ一元的に推進しています。

また、西日本シティ銀行は、2020年8月、新型コロナウイルス感染症と最前線で戦う医療従事者の方々や感染防止への取組みを支援し、地域医療の維持・強化に貢献したいというお客さまのニーズにお応えするため、「新型コロナ対策支援私募債『感謝のココロ』」の取扱いを開始しました。この私募債は、発行金額の0.3%を新型コロナウイルス感染症対策基金等に寄付する機能を付した社債となっています。

2021年3月末現在、「感謝のココロ」を含むSDGs私募債の引受実績累計は、266件、258億円となりました。

〔基本戦略2 お客さま起点の“One To Oneソリューション”の提供〕

当社グループは、お客さま一人ひとりのニーズや課題を把握し、それぞれにぴったりに合った商品やサービスをヒューマンタッチとデジタルの両面で提供することにより、お客さまの満足度の向上と長期的な取引関係の構築に取り組んでいます。

〔お客さま起点のソリューション提供に向けた態勢構築〕

西日本シティ銀行は、2020年4月、デジタル技術を活用した金融サービスの企画を機動的に推進する専門部署として、「デジタル戦略部」を新設しました。デジタルチャネルのサービス・機能向上により、お客さまとの接点を拡大するとともに、リアルチャネル（行員・店舗）では、お客さまの課題や真のニーズを発掘し、専門的かつ高度なソリューションを提供できる態勢としました。

（企業へのソリューション提供）

西日本シティ銀行及び株式会社NCBリサーチ&コンサルティングは、2020年7月、成長支援プラットフォーム「西日本FH Big Advance」の取扱いを開始しました。本サービスでは、全国の参加金融機関が運営するBig Advance会員企業とのビジネスマッチングのほか、補助金や助成金等の情報や福利厚生サービスの提供などを行っています。長崎銀行においても、2021年2月に「長崎Big Advance」の取扱いを開始しています。

また、西日本シティ銀行は、2020年12月、法人版プラットフォーム「NCBビジネスステーション」の取扱いを開始しました。本サービスでは、「NCBビジネスダイレクト」を通じた振込・振替などの金融サービスや、「西日本FH Big Advance」などを通じた非金融サービスを、ワンストップで提供しています。

西日本シティ銀行は、2020年9月、地域経済の活性化に向けた取組みの一環として、地域特化型のクラウドファンディングのウェブサイト「NCBクラウドファンディング」を公開しました。本ウェブサイトでは、九州を中心に地域でチャレンジする事業者の取組みを紹介し、消費者・支援者とつながる場を提供しています。

（個人のお客さまへのソリューション提供）

西日本シティ銀行は、2021年3月、「西日本シティ銀行アプリ」を全面リニューアルしました。トップ画面のデザインを刷新し、より見やすく・使いやすくするとともに、振込・振替などの金融サービスの拡充や「家族口座見守りサービス」などアプリならではの新しい機能を追加し、利便性の向上を図りました。

西日本シティ銀行は、2019年10月に銀行本体での信託業務を開始し、お客さまの相続・資産管理ニーズに積極的にお応えしてきました。2020年8月には、高齢化社会の進展を踏まえ、お客さまの将来の認知症や高度障害等に対する備えとして、銀行がお客さまからお預かりした資金を管理する「NCBシニアサポート信託」の取扱いを開始しました。

【基本戦略3 持続的な成長に向けたリソース革新】

当社グループは、前中期経営計画「飛翔2020 ～知恵をしぼろう～」から取り組んできた「業務革新」をさらに加速させ、業務の抜本的な見直しや、デジタル技術の活用で内部事務の極小化に取り組みました。これらの取組みにより捻出した人的リソースを、生産性・専門性の高いコンサルティング等の業務へ再配置しています。

(業務革新の加速)

当社グループは、WEB会議の活用やテレワークの導入等、コロナ禍における働き方の見直しを行いました。

西日本シティ銀行は、RPA（Robotic Process Automation／ソフトウェアロボットによる業務自動化）を活用した融資事務の効率化やタブレットを活用した窓口手続きの簡素化など、業務の抜本的見直しとデジタル技術活用による事務の極小化を図り、単なる事務量や経費の削減にとどまらず、働き方の改革や生産性の飛躍的な向上に取り組みました。

西日本シティ銀行は、コロナ禍におけるお客さまの意識・行動の変化を踏まえ、地域のマーケット規模や特性に応じて、店舗の集約・機能の見直しを進めてきました。2020年度は、志免支店及び志免西支店を同一建物内（新店舗）に移転オープンするなど、6か店をランチinランチ方式の店舗としたほか、窓口営業時間の変更（昼休業の導入）を58か店で実施しました。

(戦略的なリソースの再配置)

西日本シティ銀行は、2020年度において、業務革新や店舗効率化の取組みを通じて捻出した人的リソース92名を、デジタル分野や法人ソリューション分野など専門性の高い業務へ再配置しました。

また、2020年4月、デジタルチャネルの取引増加に伴う来店客の減少や業務革新による事務の極小化を背景に、これまで主に店頭サービス部門で事務業務を担当していた地域特定職の行員787名を、お客さまへの提案・相談業務など付加価値の高い業務を担う地域総合職に一斉転換しています。

■ 株主還元

当社は、銀行持株会社の公共性と経営の健全性維持の観点から、適正な内部留保の充実による財務体質の強化と株主の皆さまへの安定的な配当の継続実施を基本方針としています。

具体的には、1株につき年間25円の安定配当をベースに、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向30%程度を当面の目安とし、その時々々の経済情勢や財務状況、業績見通し等も勘案しつつ、各期の還元内容を決定することとしています。この方針に基づき2020年度は、1株につき15円の期末配当を行うことを株主総会にお諮りしています。

(2020年度の連結決算について)

当社グループの連結業績は、以下のとおりとなりました。

(預金・譲渡性預金)

預金・譲渡性預金は、流動性預金が増加した結果、前期末比6,529億円増加し、9兆4,840億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、事業性貸出金、個人ローンともに増加した結果、前期末比9,898億円増加し、8兆5,439億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、前期末比2,089億円増加し、1兆5,068億円となりました。

(損益状況)

経常収益は、有価証券利息配当金や役務取引等収益の減少等により、前期比67億48百万円減少し、1,349億49百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用の減少等により、前期比47億95百万円減少し、1,081億86百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比19億53百万円減少し267億63百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比21億33百万円減少し180億88百万円となりました。

(西日本シティ銀行の単体決算について)

(預金・譲渡性預金)

預金・譲渡性預金は、流動性預金が増加した結果、前期末比6,232億円増加し、9兆2,627億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、事業性貸出金、個人ローンともに増加した結果、前期末比9,775億円増加し、8兆3,187億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、前期末比2,020億円増加し、1兆4,899億円となりました。

(損益状況)

経常収益は、有価証券利息配当金や役務取引等収益の減少等により、前期比63億16百万円減少し、1,196億26百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用の減少等により、前期比39億10百万円減少し、985億72百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比24億6百万円減少し210億53百万円となり、当期純利益は、前期比25億57百万円減少し148億38百万円となりました。

【対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化やマイナス金利政策の常態化等に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の国内外経済への影響により、一段と厳しい状況が続いています。

また、コロナ禍における働き方・ライフスタイルの変化やデジタル化の進展などを背景に、お客さまの課題やニーズは、多様化・高度化しています。

こうした環境の中、当社グループは、経営理念である「高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する総合力No.1の地域金融グループ」の実現を目指し、2020年度にスタートした中期経営計画「飛翔2023 ～地域の元気を創造する～」の下、前述の3つの基本戦略に基づく諸施策に取り組んでいきます。

足下では、コロナ禍の長期化によって、多くのお客さまがビジネスモデルの見直し等を迫られており、地域金融機関として「お客さまに寄り添い、経営課題の解決策を一緒になって探っていくこと」が当社グループの使命であると認識しています。当社グループは、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むとともに、総力を挙げてお客さまのニーズに沿った金融サービスの提供に努めていきます。

役職員一同、「お客さまと地域の発展なくして西日本フィナンシャルホールディングスグループの発展なし」との信念の下、グループ総合力を発揮し、中期経営計画の実現に向けて取り組んでいきます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご愛顧をよろしくお願いいたします。

中期経営計画「飛翔2023 ～地域の元気を創造する～」

【3つの基本戦略と重点施策】

基本戦略 1	地域の発展をリードするグループ総合力の発揮
重点施策	(1) 地域の産業・雇用の創出に向けた創業支援 (2) 地域開発における主導的役割の発揮 (3) 地域の課題解決に向けたサポート体制の構築 (4) 地域の魅力向上に向けた社会貢献活動
基本戦略 2	お客さま起点の“One to One ソリューション”の提供
重点施策	(1) お客さま起点のソリューション提供に向けた態勢構築 (2) 企業へのソリューション提供 (3) 個人のお客さまへのソリューション提供
基本戦略 3	持続的な成長に向けたリソース革新
重点施策	(1) 業務革新の加速 (2) 戦略的なリソースの再配置 (3) 有価証券運用力の強化 (4) 将来を見据えた戦略的投資の強化 (5) チャレンジする人財の育成と企業風土の改革

(目指す経営指標 2023年3月期)

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| ① | 連結当期純利益 ^(※1) | 215億円 |
| ② | 非金利収益比率 ^(※2) | 22%程度 |
| ③ | 連結OHR | 60%台 |
| ④ | 連結自己資本比率 | 10%程度 |

※1：親会社株主に帰属する当期純利益

※2：(役員取引等利益+特定取引利益+国債等債券損益と通貨スワップコストを除くその他業務利益) / 業務粗利益 (全て連結計数)

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	142,613	143,740	141,698	134,949
経常利益	33,937	34,412	28,716	26,763
親会社株主に帰属する当期純利益	21,467	22,899	20,222	18,088
包括利益	47,161	△17,835	5,688	48,104
純資産額	534,895	509,734	508,758	550,906
総資産	9,961,663	10,449,051	10,822,765	12,075,567

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
営業収益	5,913	7,465	7,376	6,281
受取配当金	5,105	6,635	6,369	5,374
銀行業を営む子会社	5,032	5,679	5,562	4,523
その他の子会社	73	955	807	850
当期純利益	5,101	6,644	6,383	5,393
1株当たり当期純利益	円 31 銭 04	円 43 銭 16	円 42 銭 07	円 36 銭 08
総資産	418,422	416,389	417,004	414,794
銀行業を営む子会社株式等	392,883	392,883	392,883	392,883
その他の子会社株式等	18,419	18,419	18,419	18,419

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末	
	銀行業	その他の事業
使用人数	3,587人	427人

(注) 使用人数は、臨時雇員及び嘱託を除く就業人員ベースで記載しています。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社西日本シティ銀行

① 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所 ()
福岡県	150	(12)
佐賀県	4	(-)
長崎県	3	(-)
熊本県	2	(-)
大分県	5	(-)
宮崎県	3	(-)
鹿児島県	1	(-)
山口県	2	(-)
広島県	2	(-)
岡山県	1	(-)
大阪府	1	(-)
東京都	1	(-)
合計	175	(12)

(注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所、店舗外現金自動設備を380か所、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を23,820か所、株式会社イーネットとの提携による共同の店舗外現金自動設備を12,213か所、株式会社ローソン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を13,448か所、それぞれ設置しています。

② 当年度新設営業所
該当ありません。

③ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

株式会社長崎銀行

① 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
長崎県	19	(-)
佐賀県	2	(-)
熊本県	2	(-)
合計	23	(-)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を14か所、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を23,820か所、それぞれ設置しています。

② 当年度新設営業所
該当ありません。

③ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

□ その他の事業

会社名	主要な営業所
当社	本社（福岡市）
西日本信用保証株式会社	本社（福岡市）
九州債権回収株式会社	本社（福岡市）
九州カード株式会社	本社（福岡市）
西日本シティＴＴ証券株式会社	本社（福岡市）
株式会社NCBリサーチ&コンサルティング	本社（福岡市）
株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCB	本社（福岡市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他の事業	合計
設備投資の総額	4,748	84	4,833

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 有形固定資産及び無形固定資産にかかる投資の総額を記載しています。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社西日本シティ銀行	ソフトウェアの取得	1,060
銀行業	株式会社西日本シティ銀行	店舗等の建設	153
その他の事業	九州カード株式会社	ソフトウェアの取得	22

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 西日本シティ銀行	福岡市博多区 博多駅前三丁目 1番1号	銀行業	百万円 85,745	% 100.00	
株式会社長崎銀行	長崎市栄町 3番14号	銀行業	百万円 6,121	% 100.00	
西日本信用保証株式会社	福岡市早良区 百道浜二丁目 2番22号	信用保証業	百万円 50	% 100.00	
九州債権回収株式会社	福岡市博多区 博多駅東二丁目 5番19号	債権管理回収業	百万円 500	% 85.00	
九州カード株式会社	福岡市博多区 博多駅前四丁目 3番18号	クレジット カード業、 信用保証業	百万円 100	% 82.10	
西日本シティTT証券 株式会社	福岡市博多区 博多駅前一丁目 3番6号	金融商品取引業	百万円 3,000	% 60.00	
株式会社 NCBリサーチ& コンサルティング	福岡市博多区 下川端町2番1号	調査研究業、 経営相談業、 有料職業紹介業	百万円 20	% 50.00 (10.00)	
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ データNCB	福岡市博多区 博多駅前一丁目 17番21号	情報システム サービス業	百万円 50	% 30.00 (30.00)	

(注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()は、子会社が保有する間接議決権比率(内書き)です。

4. 当社の連結される子会社等は、上記8社です。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社西日本シティ銀行	43,500百万円	- 千株	- %

(注) 株式会社西日本シティ銀行は、当社の完全子会社です。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(2020年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他（財務及び会計に関する相当程度の知見）
久保田 勇 夫	取締役会長 (代表取締役)	株式会社西日本シティ銀行 取締役会長（代表取締役） 福岡経済同友会 代表幹事	
谷 川 浩 道	取締役社長 (代表取締役)	株式会社西日本シティ銀行 取締役頭取（代表取締役） 福岡商工会議所 副会頭 福岡経済同友会 副代表幹事	
川 本 惣 一	取締役副社長 (代表取締役) 監査部・グループ 戦略部担当	株式会社西日本シティ銀行 取締役副頭取（代表取締役） 第一交通産業株式会社 取締役 大石産業株式会社 取締役監査 等委員	
高 田 聖 大	取締役執行役員 経営企画部担当	株式会社西日本シティ銀行 取締役副頭取（代表取締役） 株式会社ピエトロ 取締役	
村 上 英 之	取締役執行役員 リスク管理部担当、 経営企画部副担当	株式会社西日本シティ銀行 取締役専務執行役員 昭和鉄工株式会社 監査役	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他（財務及び会計に関する相当程度の知見）
友池 精孝	取締役監査等委員 (常勤)		株式会社西日本シティ銀行における本部の経営企画部門での実務経験に加え、営業店の支店長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
奥村 洋彦	取締役監査等委員 (社外)	学習院大学名誉教授	日本銀行における金融実務経験に加え、学校法人学習院において財務部門担当の常務理事を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
高橋 伸子	取締役監査等委員 (社外)	生活経済ジャーナリスト あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 取締役	
酒見 俊夫	取締役監査等委員 (社外)	西部瓦斯株式会社 代表取締役会長 広島ガス株式会社 監査役 鳥越製粉株式会社 取締役	

- (注) 1. 取締役監査等委員 奥村 洋彦、高橋 伸子、酒見 俊夫の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所及び福岡証券取引所に届け出しています。
2. 常勤の監査等委員を1名選定しています。その理由は、社内事情に精通した者による重要な会議への出席や監査部門等との連携により、監査等委員会による監査の実効性を高めるためです。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i) 当該方針の決定の方法

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めています。当社は委員の過半数を当社グループの社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しており、当該方針は、2021年2月に開催された同委員会を経て、2021年2月25日開催の取締役会で決定しています。

ii) 当該方針の内容の概要

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この方針において同じ。）の報酬等の決定について、その客観性と透明性を高めるため、委員の過半数を当社グループの社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しています。

取締役の報酬等は、月次で支給する「確定金額報酬」のみとします。取締役の報酬等の総額は月額25百万円以内とし、2017年6月29日開催の株主総会で承認を得ています。

取締役の個人別の報酬等の額は、指名・報酬諮問委員会の答申を参酌し、取締役会の決議により役職毎に決定します。

iii) 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について多角的な検討を行い、取締役会はその答申を参酌し決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額
			確定金額報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	5人	45	45
取締役（監査等委員）	4人	47	47
合計	9人	93	93

- (注) 1. 記載金額（以下の注記を含みます。）は、単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 当社の取締役の報酬は、月次で支給する「確定金額報酬」のみです。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は月額25百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の総額は月額8百万円以内とし、それぞれ2017年6月29日開催の第1期定時株主総会で承認を得ています。なお、同株主総会最終時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名、監査等委員である取締役の員数は4名です。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
友池 精孝（取締役監査等委員）	会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役の職務を行うにあたり善意で且つ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の契約を締結しています。
奥村 洋彦（取締役監査等委員）	
高橋 伸子（取締役監査等委員）	
酒見 俊夫（取締役監査等委員）	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
奥村 洋彦（取締役監査等委員）	学習院大学名誉教授
高橋 伸子（取締役監査等委員）	生活経済ジャーナリスト あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 取締役
酒見 俊夫（取締役監査等委員）	西部瓦斯株式会社 代表取締役会長 広島ガス株式会社 監査役 鳥越製粉株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役監査等委員 奥村 洋彦氏が名誉教授である学習院大学と当社グループとの間に取引関係はありません。
2. 取締役監査等委員 高橋 伸子氏が役員を務めるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と当社グループは、通常の銀行取引を行っていますが、当社の連結業務粗利益に占める同社との取引による業務粗利益は1%未満です（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との銀行取引以外の取引関係はありません。）。
3. 取締役監査等委員 酒見 俊夫氏が役員を務める西部瓦斯株式会社と当社グループは、通常の銀行取引等の取引関係がありますが、西部瓦斯株式会社の売上高に占める当社グループとの取引による売上高及び当社の連結業務粗利益に占める西部瓦斯株式会社との取引による業務粗利益はいずれも1%未満です。また、広島ガス株式会社と当社グループは通常の銀行取引を行っていますが、当社の連結業務粗利益に占める同社との取引による業務粗利益は1%未満です（広島ガス株式会社との銀行取引以外の取引関係はありません。）。なお、鳥越製粉株式会社と当社グループとの間に取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況 (出席率)	取締役会等における発言 その他の活動状況
奥村 洋彦 (取締役監査等委員)	4年6か月	[取締役会] 12/13回 (92.3%) [監査等委員会] 7/8回 (87.5%)	学識者としての豊富な見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っているほか、連結子会社に対する往査・視察を実施しています。 これらの活動により、監督機能の強化など期待される役割を果たしています。
高橋 伸子 (取締役監査等委員)	4年6か月	[取締役会] 12/13回 (92.3%) [監査等委員会] 7/8回 (87.5%)	ジャーナリストとしての幅広い視点に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っているほか、連結子会社に対する往査・視察を実施しています。 これらの活動により、監督機能の強化など期待される役割を果たしています。
酒見 俊夫 (取締役監査等委員)	1年9か月	[取締役会] 12/13回 (92.3%) [監査等委員会] 7/8回 (87.5%)	企業経営者としての豊富な経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っているほか、連結子会社に対する往査・視察を実施しています。 これらの活動により、監督機能の強化など期待される役割を果たしています。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

役員区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額
			確定金額報酬
社外取締役（監査等委員）	3人	22	22
合計	3人	22	22

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	300,000千株
	発行済株式の総数	159,596千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しています。

(2) 当年度末株主数 18,584名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	12,265 ^{千株}	8.27 [%]
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,868	6.66
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	9,155	6.17
日本生命保険相互会社	3,861	2.60
株式会社麻生	3,308	2.23
明治安田生命保険相互会社	2,765	1.86
西日本シティ銀行従業員持株会	2,465	1.66
株式会社りそな銀行	2,200	1.48
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	2,060	1.39
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,041	1.37

(注) 1. 持株数等（以下の注記を含みます。）は、千株未満を切り捨てて表示しています。

2. 当社は、自己株式 11,422千株を所有していますが、上記大株主から除いています。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当ありません。

5 当社の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		(会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意をした理由)
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 根津 昌史	20	監査等委員会は、取締役及び会計監査人からの説明を通じて、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠等を検証した結果、報酬等の額は会計監査人の独立性の担保及び監査品質の確保の観点から相当であると認められたため、会社法第399条第1項の同意をしました。
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長尾 礎樹		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石川 琢也		(非監査業務) 非監査業務の内容は、収益認識会計基準適用のための助言業務です。

(注) 1. 記載金額（以下の注記を含みます。）は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は142百万円です。

(2) 責任限定契約

当社は、会計監査人と責任限定契約を締結していません。

(3) 補償契約

当社は、会計監査人と補償契約を締結していません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に継続してその職責を全うするうえで重要な疑義があると判断した場合その他相当な理由がある場合には、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とします。なお、付議議案の内容は、会社法第399条の2第3項の規定に基づき監査等委員会が決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めていません。

8 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前 三丁目1番1号	379,874百万円	414,794百万円

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10 会計参与に関する事項

該当ありません。

11 その他

該当ありません。

連結計算書類

第5期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,738,761	預金	9,295,489
買入金銭債権	36,722	譲渡性預金	188,520
特定取引資産	131	コールマネー及び売渡手形	208,128
金銭の信託	11,273	売現先勘定	194,294
有価証券	1,506,834	債券貸借取引受入担保金	41,135
貸出金	8,543,946	借入金	1,437,688
外国為替	11,074	外国為替	210
その他資産	115,565	信託勘定借	3,205
有形固定資産	117,551	その他負債	107,648
建物	32,491	退職給付に係る負債	477
土地	74,282	役員退職慰労引当金	256
リース資産	391	睡眠預金払戻損失引当金	1,185
建設仮勘定	354	偶発損失引当金	1,254
その他の有形固定資産	10,031	特別法上の引当金	12
無形固定資産	3,542	繰延税金負債	13,841
ソフトウェア	3,123	再評価に係る繰延税金負債	14,746
その他の無形固定資産	419	支払承諾	16,565
退職給付に係る資産	17,770	負債の部合計	11,524,660
繰延税金資産	473	(純資産の部)	
支払承諾見返	16,565	資本金	50,000
貸倒引当金	△44,068	資本剰余金	127,202
投資損失引当金	△577	利益剰余金	284,535
資産の部合計	12,075,567	自己株式	△8,597
		(株主資本合計)	(453,140)
		その他有価証券評価差額金	65,238
		繰延ヘッジ損益	△1,428
		土地再評価差額金	29,592
		退職給付に係る調整累計額	△3,751
		(その他の包括利益累計額合計)	(89,651)
		非支配株主持分	8,114
		純資産の部合計	550,906
		負債及び純資産の部合計	12,075,567

第5期 (2020年4月1日から
2021年3月31日まで) **連結損益計算書**

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		134,949
資金運用収益	94,090	
貸出金利息	82,193	
有価証券利息配当金	9,985	
コールローン利息及び買入手形利息	2	
預け金利息	546	
その他の受入利息	1,362	
信託報酬	0	
役務取引等収益	30,879	
特定取引収益	1,842	
その他業務収益	4,972	
その他経常収益	3,164	
償却債権取立益	239	
その他の経常収益	2,925	
経常費用		108,186
資金調達費用	2,064	
預金利息	659	
譲渡性預金利息	39	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△39	
売現先利息	911	
債券貸借取引支払利息	44	
借入金利息	253	
社債利息	61	
その他の支払利息	133	
役務取引等費用	11,832	
その他業務費用	1,855	
営業経費	81,272	
その他経常費用	11,161	
貸倒引当金繰入額	6,218	
その他の経常費用	4,942	
経常利益		26,763
特別利益		421
固定資産処分益	401	
その他の特別利益	20	
特別損失		1,285
固定資産処分損	436	
減損損失	818	
その他の特別損失	30	
税金等調整前当期純利益		25,898
法人税、住民税及び事業税	6,719	
法人税等調整額	552	
法人税等合計		7,272
当期純利益		18,626
非支配株主に帰属する当期純利益		537
親会社株主に帰属する当期純利益		18,088

計算書類

第5期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	2,714
現金及び預金	2,244
未収入金	264
未収還付法人税等	205
その他流動資産	0
固定資産	412,080
有形固定資産	2
器具及び備品	2
無形固定資産	3
ソフトウェア	3
投資その他の資産	412,075
投資有価証券	771
関係会社株式	411,303
資産の部合計	414,794

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	270
未払金	30
未払費用	8
未払消費税等	7
前受金	194
未払配当金	28
その他流動負債	0
固定負債	43,562
長期借入金	43,500
繰延税金負債	62
負債の部合計	43,833
(純資産の部)	
株主資本	370,806
資本金	50,000
資本剰余金	323,038
資本準備金	12,500
その他資本剰余金	310,538
利益剰余金	10,379
その他利益剰余金	10,379
繰越利益剰余金	10,379
自己株式	△12,611
評価・換算差額等	155
その他有価証券評価差額金	155
純資産の部合計	370,961
負債及び純資産の部合計	414,794

第5期 (2020年4月1日から
2021年3月31日まで) **損益計算書**

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		6,281
関係会社受取配当金	5,374	
関係会社受入手数料	907	
営業費用		734
販売費及び一般管理費	734	
営業利益		5,547
営業外収益		16
受取利息	0	
有価証券利息	0	
受取配当金	8	
受取手数料	0	
雑収入	7	
営業外費用		146
支払利息	107	
雑損失	39	
経常利益		5,416
特別損失		7
固定資産除却損	7	
税引前当期純利益		5,409
法人税、住民税及び事業税	11	
法人税等調整額	4	
法人税等合計		16
当期純利益		5,393

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 西日本フィナンシャルホールディングス
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根津昌史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長尾礎樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川琢也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西日本フィナンシャルホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 西日本フィナンシャルホールディングス
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 根津昌史 ㊟

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 長尾礎樹 ㊟

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 石川琢也 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査等委員会は、その職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定するとともに、当該常勤の監査等委員を会社法第399条の3第1項及び第2項の調査等をする監査等委員に選定しております。

- (2) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (3) 監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 監査等委員会

監査等委員（常勤） 友池 精孝 ㊟

監査等委員 奥村 洋彦 ㊟

監査等委員 高橋 伸子 ㊟

監査等委員 酒見 俊夫 ㊟

(注) 監査等委員 奥村洋彦、高橋伸子及び酒見俊夫の3氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、適正な内部留保の充実による財務体質の強化と安定的な配当の継続実施を基本方針としています。具体的には、1株につき年間25円の安定配当をベースに、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向30%程度を当面の目安とし、その時々を経済情勢や財務状況、業績見通し等も勘案しつつ、各期の還元内容を決定することとしています。

この方針に基づき、第5期の期末配当は、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金 銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金15円

配当総額 2,222,619,315円

なお、当事業年度につきましては、1株につき15円の間配当金をお支払いしていますので、年間配当金は1株につき30円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりです。

候補者
番号

1

くほた いさお
久保田 勇夫

生年月日 1942年12月6日生
所有する当社の株式の数 2,000株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1966年4月	大蔵省入省	2006年5月	株式会社西日本シティ銀行入行顧問
1995年6月	大蔵省関税局長	2006年6月	同 取締役頭取（代表取締役）
1997年7月	国土庁長官官房長	2014年6月	同 取締役会長（代表取締役）（現任）
1999年7月	国土事務次官	2016年10月	当社取締役会長（代表取締役）（現任）
2000年9月	都市基盤整備公団副総裁		
2002年7月	ローン・スター・ジャパン・アクイジッションズ・LLC会長		

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社西日本シティ銀行において、2006年の頭取就任以降、合併に伴う諸問題の克服、公的資金の完済、地銀共同化システムへの移行を果たすとともに、強いリーダーシップのもとで株式会社西日本シティ銀行の業績向上に寄与してきました。また当社においても、2016年10月から取締役会長に就任。その経営トップとしての経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

株式会社西日本シティ銀行取締役会長（代表取締役）
福岡経済同友会代表幹事

候補者
番号

2

たにがわ ひろみち
谷川 浩道生年月日 1953年7月17日生
所有する当社の株式の数 28,200株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	大蔵省入省	2013年5月	同 取締役専務執行役員（代表取締役） 北九州・山口代表
2005年6月	財務省横浜税関長	2013年6月	同 取締役副頭取（代表取締役） 北九州・山口代表
2008年7月	財務省大臣官房審議官	2014年6月	同 取締役頭取（代表取締役）（現任）
2008年10月	株式会社日本政策金融公庫常務取締役	2016年10月	当社取締役社長（代表取締役）（現任）
2011年5月	株式会社西日本シティ銀行入行顧問		
2011年6月	同 取締役専務執行役員		
2012年6月	同 取締役専務執行役員（代表取締役）		

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社西日本シティ銀行において、2011年の取締役就任以降、監査部、経営管理部、総合企画部、北九州・山口代表等、中枢業務を担当してきました。2014年6月の頭取就任以降は、株式会社西日本シティ銀行の業績向上に向け先頭に立って指揮してきました。また当社においても、2016年10月から取締役社長に就任。その経営トップとしての経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

株式会社西日本シティ銀行取締役頭取（代表取締役）
福岡商工会議所副会頭
福岡経済同友会副代表幹事

候補者
番号

3

むらかみ ひでゆき
村上 英之生年月日 1961年3月14日生
所有する当社の株式の数 5,200株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	株式会社西日本相互銀行（西日本銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行）入行	2016年10月	当社取締役執行役員リスク管理部担当、 経営企画部副担当（現任）
2007年5月	同 博多駅東支店長	2018年6月	株式会社西日本シティ銀行取締役専務執 行役員
2008年5月	同 人事部長兼人材開発室長	2020年6月	同 取締役専務執行役員東京本部長、 総合企画部統括、リスク統括部・ 国際部担当（現任）
2010年6月	同 執行役員人事部長兼人材開発室長		
2012年5月	同 執行役員総合企画部長		
2012年6月	同 常務執行役員総合企画部長		
2014年6月	同 取締役常務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社西日本シティ銀行において、博多駅東支店長、人事部長、総合企画部長を務め、2014年の取締役就任以降、東京本部長、監査部、総合企画部、経営管理部、リスク統括部、コンプライアンス統括部、市場証券部、資金証券部、国際部等、中枢業務を担当してきました。また当社においても、2016年10月から取締役に就任。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

株式会社西日本シティ銀行取締役専務執行役員
昭和鉄工株式会社監査役

候補者
番号

4

たかた きよた
高田 聖大生年月日 1954年1月5日生
所有する当社の株式の数 15,470株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	株式会社西日本相互銀行（西日本銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行）入行	2016年6月	同 取締役副頭取（代表取締役）
2006年6月	同 執行役員秘書部長	2016年10月	当社取締役執行役員経営企画部担当
2007年6月	同 取締役秘書部長	2021年4月	株式会社西日本シティ銀行取締役副頭取 （代表取締役）総務部統括、監査部・広報 文化部・秘書室・人事部担当（現任）
2010年6月	同 常務取締役	2021年4月	当社取締役執行役員監査部・経営企画 部・グループ戦略部担当（現任）
2011年6月	同 取締役常務執行役員		
2012年6月	同 取締役専務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社西日本シティ銀行において、2007年の取締役就任以降、広報、秘書、人事、監査、国際の各部門を担当する等、豊富な業務経験を有しています。また当社においても、2016年10月から取締役に就任。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

株式会社西日本シティ銀行取締役副頭取（代表取締役）
株式会社ピエトロ取締役

候補者
番号

5

ほんだ たかしげ
本田 隆茂生年月日 1965年12月23日生
所有する当社の株式の数 2,431株

新任

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月	株式会社西日本銀行 （現 株式会社西日本シティ銀行）入行	2020年6月	同 取締役常務執行役員
2014年5月	同 総合企画部長	2020年6月	当社執行役員経営企画部副担当（現任）
2016年6月	同 執行役員総合企画部長	2021年4月	株式会社西日本シティ銀行取締役常務執 行役員 総合企画部・市場証券部・資金証券部・ 総務部担当（現任）
2016年10月	当社経営企画部長		
2018年6月	株式会社西日本シティ銀行常務執行役員 総合企画部長		

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社西日本シティ銀行において、2020年の取締役就任以降、総合企画、市場証券、資金証券の各部を担当する等、豊富な業務経験を有しています。また当社においても、2016年10月から経営企画部長を務め、2020年には執行役員に就任する等、企画業務に精通した人物です。その経験、能力、人格、識見等を総合的に判断し、取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

株式会社西日本シティ銀行取締役常務執行役員

(注) 1.取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.本田隆茂氏は、新任の取締役候補者です。

3.当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役 酒見俊夫氏が任期満了となり、監査等委員である取締役 奥村洋彦氏が辞任されますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しては監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	1	さけみ としお 酒見 俊夫	生年月日	1953年2月27日生	社外 再任 独立役員
			所有する当社の株式の数	0株	
			取締役会への出席状況	92.3% (12回/13回)	
			監査等委員会への出席状況	87.5% (7回/8回)	

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	西部瓦斯株式会社（現 西部ガスホールディングス株式会社）入社	2013年4月	同 代表取締役社長 社長執行役員
2008年6月	同 執行役員 エネルギー統轄本部 リビングエネルギー本部長	2017年6月	株式会社九電工監査役（2019年6月退任）
2009年4月	株式会社マルタイ代表取締役社長 （2011年4月退任）	2019年4月	西部瓦斯株式会社（現 西部ガスホールディングス株式会社）代表取締役会長 （現任）
2011年4月	西部瓦斯株式会社（現 西部ガスホールディングス株式会社）常務執行役員	2019年6月	広島ガス株式会社監査役（現任）
2011年6月	同 取締役常務執行役員	2019年6月	当社取締役監査等委員（現任）
		2021年3月	鳥越製粉株式会社取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、監督機能強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

西部ガスホールディングス株式会社代表取締役会長
広島ガス株式会社監査役
鳥越製粉株式会社取締役

候補者 番号	2	くぼ ちはる 久保 千春	生年月日	1948年3月9日生	社外 新任 独立役員
			所有する当社の株式の数	0株	

略歴、当社における地位及び担当

1973年5月	九州大学医学部心療内科入局	2014年10月	九州大学総長（2020年9月退任）
1993年2月	同 医学部心身医学教授	2020年10月	中村学園大学教授
2008年4月	九州大学病院長	2020年11月	中村学園大学学長（現任）
2014年4月	国際医療福祉大学副学長（2014年9月退任）		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

医師、大学教授としての専門的知見及び九州大学病院長、九州大学総長など大学経営者としての豊富な経験と総合的な見識を有しており、監督機能強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としています。

重要な兼職の状況

中村学園大学学長
九州市民大学理事長兼学長
日本心療内科学会理事長
日本自律訓練学会理事長

- (注) 1.酒見俊夫氏及び久保千春氏と当社グループの間には、銀行取引がありますが、通常の銀行取引であり、特別の利害関係はありません。
- 2.監査等委員である取締役候補者 酒見俊夫氏が役員を務める西部ガスホールディングス株式会社及び広島ガス株式会社と当社グループは、通常の銀行取引を行っていますが、2社それぞれの売上高に占める当社グループとの取引による売上高及び当社の連結業務粗利益に占める2社それぞれとの取引による業務粗利益はいずれも1%未満です。なお、鳥越製粉株式会社と当社グループとの間に取引関係はありません。
- 3.監査等委員である取締役候補者 久保千春氏が学長を務める中村学園大学及び総長を務めていた九州大学と当社グループは、通常の銀行取引を行っていますが、2大学それぞれの売上高に占める当社グループとの取引による売上高及び当社の連結業務粗利益に占める2大学それぞれとの取引による業務粗利益はいずれも1%未満です。
- 4.酒見俊夫氏及び久保千春氏は監査等委員である社外取締役候補者です。
- 5.酒見俊夫氏が社外監査役を務めていた株式会社九電工において、2016年に福岡県築上町が発注した、し尿処理施設建設工事に関連し、2019年3月及び4月に同社員が起訴され、有罪判決を受けました。同氏は、事前には当該事案を認識していませんでしたが、平素からコンプライアンスの重要性和法規法令遵守の徹底に関する提言を適宜行っていました。当該事実を知り得た後は、事実関係の調査を要請するとともに、同社グループ全体のコンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進及び再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適正に遂行しました。
- 6.久保千春氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、医師、大学教授としての専門的知見及び大学経営者としての豊富な経験と総合的な見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。
- 7.酒見俊夫氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年間です。
- 8.久保千春氏は、新任の取締役候補者です。
- 9.当社は監査等委員である取締役、酒見俊夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役の職務を行うにあたり、善意で且つ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の契約を既に締結しています。なお、本議案が原案どおり承認された場合には、同氏との責任限定契約を継続する予定です。
- 10.久保千春氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役の職務を行うにあたり、善意で且つ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の契約を締結する予定です。
- 11.当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定です。
- 12.酒見俊夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所及び福岡証券取引所に届け出ています。
- 13.久保千春氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定です。

以上

〈メ モ 欄〉

<× 毛 欄>

株主総会会場ご案内図



会場 **西日本シティ銀行 本店別館 3階会議室**
福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号
TEL：092-476-5050

スマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、会場周辺のマップにアクセスすることも可能です。



交通のご案内

※株主総会にご出席の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

-  **JR 博多駅(博多口)** 徒歩で約 5 分
-  **地下鉄 博多駅** 徒歩で約 5 分
-  **地下鉄 祇園駅** P3出口を出てすぐ
-  **西鉄バス「駅前1丁目」バス停** 下車 すぐ

本定時株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を、以下のとおり講じますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

- 株主の皆様におかれましては、感染症拡大防止の観点から、できるだけ書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。
- なお、接触感染等のリスクを減らすため、株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしませんので、予めご了承願います。
- 詳しくは1ページの「第5期定時株主総会招集ご通知」に記載の内容、及び同封の「当社株主総会へのご来場についてのお願い」をご覧ください。